

介護福祉士の国家資格を取得しませんか？

実務者研修受講資金のご案内

介護福祉士の「実務者研修受講資金」とは

介護に関する3年以上の実務経験（厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長が都道府県知事へ通知した「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日社庶第29号）」に定められた業務の従事経験が3年以上）をお持ちの方は、実務者研修施設で「実務者研修」を受講することで、介護福祉士国家試験の受験資格を取得することができます。

現在実務者研修施設に在学し、実務者研修を受講中の方をサポートし、介護福祉士の国家資格取得を促すため、下記のような「介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度」があります。

▶ 実務者研修施設に支払う授業料、実習費、教材費、参考図書及び学用品の購入費、通学に要する交通費、国家試験の受験手数料等の費用について、20万円を上限にお貸しします。

貸付対象者について

〇次の（１）～（５）の要件をいずれも満たす方が対象となります。

- （１）実務者研修施設に在学している方
- （２）将来、鳥取県内において介護福祉士の業務に従事しようとする方（国立施設で県外でも該当となる場合があります）
- （３）学業成績優秀で心身共に健全であること
- （４）本貸付事業を利用して実務者研修施設を受講完了する年度の3月31日において、介護に関する実務経験年数の在職期間が1095日以上かつ従事日数が540日に到達しているもしくは到達見込であること
- （５）本貸付事業を利用して実務者研修施設を受講完了する年度に実施される、介護福祉士国家試験を受験しようとする者であること

※実務者研修施設とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設です。

※働きながら実務者研修を受講されている方も対象となります。

※既に他の同種の修学資金（日本学生支援機構が実施する第一種奨学金など）貸付けや職業訓練を受けている方は、原則として貸付を受けることができません。

※申請に際し、資力のある日本国内に居住する連帯保証人が1名必要です。

返還の免除について

実務者研修施設を卒業した日の属する年度の翌年度4月1日から1年以内に、**介護福祉士の資格登録及び鳥取県内の事業所で年間180日以上従事する勤務条件で介護福祉士を用いた業務への従事を開始し、その勤務条件で引続き2年間以上業務への従事を継続した場合等に、貸付金の返還免除申請権を取得できます。**（ただし、返還免除の適用を受けるためには、免除申請書及び添付資料の提出が必要）

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 福祉人材部（TEL：0857-59-6336）

※ 利用条件、返還条件、返還免除条件等に関する詳細は、上記お問い合わせ先に御確認ください。